

(仮称) 神根総合運動公園に係るネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

(仮称) 神根総合運動公園 (以下「運動公園」という。) の愛称を決定する権利 (以下「ネーミングライツ」という。) を市が有する貴重な資源ととらえ、ネーミングライツを団体等に付与することにより、団体等の広告の機会を拡大するとともに、運動公園の維持管理費に充当するための財源を確保し、もって地域経済活動の活性化と市財政の健全化に寄与することを目的とします。

2 運動公園の概要

都市計画名称	神根公園 (種別: 運動公園)			
運動公園内施設 運営形態	北スポーツセンター及び神根西公民館 (屋外運動施設を含む)	直営管理 (予定)		
	埼玉県屋内総合プール	指定管理 さきたまプールPFIサービス株式会社		
所在地	埼玉県川口市大字道合字木曾呂下390番 ほか			
運動公園 内施設 概要	竣工	令和9年6月 (予定) ※市施設		
	面積	約 16.3ha		
	駐車場 (共用)	P1 約230台 (埼玉県屋内総合プール)		
		P2 378台 大型10 障5 2輪10		
		P3 271台 障5 2輪9		
建築物	北スポーツセンター及び神根西公民館 (体育館、トレーニングルーム、多目的室 等)	市	合築	
	埼玉県屋内総合プール <u>(別途、埼玉県にてネーミングライツ募集中)</u> (メインプール50m サブプール25m 飛込プール 等) 観客席 約3,000席	県		
屋外施設	運動施設1 (サッカー場)、運動施設2 (野球場)、運動施設3 (ソフトボール場)、 運動施設4 (ターゲットバードゴルフ場) 芝生広場、イベント広場、子供向け遊具 (インクルーシブ遊具 含む) 等			

3 募集対象

ネーミングライツの対象は、運動公園の区域全体としての「公園名称」とします。

(1) 想定公園利用者数 (年間)

運動公園内施設利用者数	約 362,220 人
-------------	-------------

※ その他

埼玉県屋内総合プールにおける県水連指定大会の開催日数 60日 (運営事業者見込み)

4 ネーミングライツパートナーの特典

(1) 愛称の使用

企業名、商品名等を冠した名称を運動公園の愛称として使用することができます。

ただし、8の条件に反するおそれがある愛称を希望する場合などは、協議により愛称を変更していただく可能性があります。

※ 敷地内の建築物の名称は対象ではありません。

※ 愛称の使用が禁止される大会等に関しては、条例で定める施設の名称を使用する場合があります。

※ 本運動公園内に現在建設中の埼玉県屋内総合プールは、別途、埼玉県がその施設名称をネーミングライツとして募集しております。

(2) 愛称の表示

ア 市負担による表示

市が設置する次のサインに愛称を表示することができます。なお、愛称の表示方法等については、市とネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）が協議の上、決定します。

- ・施設名称表示（施設駐車場入口） 大型2基（3.5m）
- ・園名サイン（運動公園内主要箇所） 小型5基（1.8m）

※ 掲示数等は変更になる場合があります。

イ パートナー負担による表示

- ・屋上設置サイン（北スポーツセンター東面）（1.0m×10.0m）

4（2）ア・イで指定する箇所のほか、市とパートナーが協議の上、パートナーが希望する箇所へ愛称を表示することができます。

希望箇所がある場合、（仮称）神根総合運動公園に係るネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に記載してください。なお、愛称の表示可否及び表示方法等については、市とパートナーが協議の上、決定します。

(3) 愛称の周知

市は、マスコミへの情報提供等を通じて愛称の周知を図るとともに、市ホームページ、広報かわぐち、SNS、パンフレット等に愛称を使用します。

また、記事等に掲載する場合は、例「●●パーク 屋外運動施設（ソフトボール場）」のように、愛称まで掲載してもらえるよう、市からマスコミ各社や関係機関へ働きかけます。

※ 既に作成している印刷物については、対応できない場合があります。

5 命名権料

次に定める額以上の額でパートナーの提案によるものとする。ただし、消費税関係法令の改正等により消費税等の税率が改正された場合には、改正後の税率により計算した額とする。

希望契約額（年額・税込み）	300万円 以上
最低契約額（年額・税込み）	100万円 以上

6 愛称の使用期間

令和9年4月1日から5年以上10年以下の期間

(契約期間の最終年度については、その年の3月31日まで)とします。

※ 施設の開設は、令和9年7月1日を予定しているが、事前の広報等でも使用する予定。

※ 関連工事の遅延等により、令和9年7月1日にネーミングライツを付与できない場合は、協議の上、愛称使用開始時期を決定する。なお、変更となった期間に応じ、命名権料の改定を行う。

7 応募資格

政治団体、宗教団体、公職にあるものが役員を務める団体並びに川口市広告掲載基準第4条に定める規制業種及び事業者を除いた、団体・企業等が応募することができます。

なお、個人での応募はできません。

【川口市広告掲載基準抜粋】

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの(公営競技又は宝くじに係るものを除く。)

2 次に掲げるものの広告は、掲載しない。

- (1) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている事業者
- (2) 法律の定めのない医療類似行為を行う者
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続き中の事業者
- (4) 市税の滞納がある者
- (5) 本市と係争中の事件がある者
- (6) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づき指名停止期間中の者
- (7) 川口市暴力団排除条例(平成24年条例第52号)第2条に規定するもの

8 愛称の条件

愛称には、次の条件を満たす企業名、商品名等を冠することができます。また、法人等やブランドのロゴマーク等も使用することができます。ただし、条例等で定める施設の名称をカッコ書き等で併記する場合があります。

- (1) 長年地域に親しまれた運動施設であることを鑑み、可能な限り「神根」などの地域名を含むこと。
- (2) 運動公園としてのイメージを損なうことなく、市民や利用者が親しみやすいこと。

- (3) 愛称に使用する文字数は多すぎず、また、分かりやすいものとする。
- (4) 施設名サインは縦書きの仕様があるため、アルファベット以外でも対応可能なこと。
※カタカナ表記をさせていただく場合もあります。
- (5) 契約期間中、原則として愛称を変更しないこと。
- (6) 次の事項に該当しないこと。
 - ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - カ その他、市の施設の愛称として適当でないもの

9 費用負担

次の費用については、パートナーの負担となります。

- (1) 申込み及び契約に係る費用
- (2) 4 (2) イのサインに係る制作・設置・管理・修理費用
- (3) 契約の解除等による4 (2) ア及びイのサインに係る原状回復に要する費用
- (4) 契約期間満了に伴う4 (2) イのサインに係る原状回復に要する費用

10 応募手続

- (1) 募集期間 令和8年6月1日(月) から 8月31日(月) ※3か月間
- (2) スケジュール(予定)

内 容	日 程
募集開始	6月1日(月)
質問受付 ※2か月間	6月1日(月)～7月31日(金)
質問回答	適宜ホームページにて掲載
応募受付期限	8月31日(月)
審査 優先交渉権者の決定 優先交渉権者との協議・契約	9月中旬
愛称の公表	9月下旬(公表時期協議)
愛称使用開始	令和9年4月1日(木)
公園施設供用開始	令和9年7月1日(木)

(3) 質問の受付

質問がある場合には、令和8年6月1日(月)から令和8年7月31日(金)までに、スポーツ課あてメールにて質問書(様式第4号)を添付して送付してください。

なお、質問及び回答については、適宜、本市の公式ホームページにて掲示する予定です。

(4) 応募方法

申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添え、募集期間内に持参又は郵送（締切日必着）により提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

また、申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を郵送又はFAXにより提出してください。

※ 提出部数：正本1部、副本9部（副本はコピー可）

※ 本応募には、「登記簿の謄本又は法人の登記事項証明書（全部事項証明書）」の原本などが含まれるため、原則、持参又は郵送とします。

【必要書類】

ア（仮称）神根総合運動公園に係るネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）

イ 法人の概要（様式第2号）

ウ ネーミングライツパートナー申込に係る誓約書（様式第3号）

エ 「定款又は寄附行為」の写し（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

オ 「登記簿の謄本又は法人の登記事項証明書（全部事項証明書）」の原本

カ 法人税納税証明書、法人住民税納税証明書（直近の1年分）

※納税証明書は、未納の税額がないことを証明するものであり、自治体によって名称が異なりますので、該当するものを提出してください。

キ 消費税及び地方税に未納の税額がないことを証明するもの（直近の年度分）

ク 決算書及び事業報告書（直近の過去3年分）

ケ 法人の役員一覧（氏名、住所、生年月日が記載されたもの）

※ 基準日は、令和8年5月1日 現在とします。

コ 社会貢献実績資料

※ 申込者がこれまで行ってきた社会貢献活動を任意様式（A4判両面1枚以内）にて提出してください。（既存の企業パンフレット、ホームページ等において、社会貢献活動が記載されている場合は、該当する箇所に付箋を貼り、提出することができます。）

1.1 審査方法等

(1) 審査方法

パートナーの選定に当たっては、川口市広告掲載要綱第5条第1項に基づき、川口市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を開催します。

(2) 審査会における審査事項

応募者のうちパートナーとして最も適切な者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を決定します。応募者が1者の場合であっても、審査会を開催し、応募者のパートナーとしての適否を判定します。

また、審査の結果、適切な者がいない場合は、交渉権者無しの判定を行います。

(3) 審査の基準

別紙「(仮称)神根総合運動公園に係るネーミングライツパートナー審査基準」により、命名権料、契約期間、愛称の妥当性、応募団体等を総合的に審査します。

(4) 禁止事項等

審査の公平性を確保するため、直接間接を問わず、審査会の委員に対し、本件に関する内容で接触することを禁止します。当該接触が判明したとき、申込書等の内容に虚偽又は不正の記載があったことが判明したとき、又はその他審査会が不正と認める行為をしたときは、失格とします。

(5) 結果の通知及び公表

全ての応募者に結果を書面により通知するとともに、決定したパートナーの優先交渉権者については、市ホームページ等で公表します。

1.2 契約の締結等

市とパートナーの優先交渉権者は、ネーミングライツの導入に必要な事項を協議の上、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、パートナーは、次回の契約に際して優先的に交渉することができるものとします。

1.3 契約の解除

契約期間中は契約を解除することはできないこととします。ただし、パートナーに、次のいずれかの事実が生じた場合は、市は契約期間中であっても、協議を行ったうえで、この契約を解除することができることとします。

なお、契約の解除が行われた場合の原状回復に係る費用については、パートナーが負担することとします。

(1) 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 契約に違反したとき。

(4) 国税、地方税その他公課の滞納処分若しくは強制執行を受け、又は倒産若しくは破産するおそれがあり、そのことにより命名権料の支払をすることができないと認められるとき。

(5) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

1.4 命名権料の返還等

1.3に基づく契約の解除が行われた場合、市は、パートナーが既に支払った命名権料を返還しないものとします。

また、災害その他の不可抗力等、双方の責に帰し得ない事由により、この契約を継続することができない場合、市は、既に支払われた命名権料のうち未履行分について、月割りにより計算のうえ、パートナーに速やかに返還するものとします。

1.5 契約の変更

市及びパートナーは、災害その他やむを得ない事由により、この契約の履行に支障があると判断した場合には、双方協議のうえ、契約内容を変更することができることとします。

1.6 事故等について

市は、市負担により設置した看板等に起因する事故を除き、当ネーミングライツにおいて発生した一切の事故の責任を負いかねます。当ネーミングライツに係わる事故やトラブルが起きた場合は、パートナーの責任において対応してください。

1.7 契約料の支払い

契約料は、契約期間の属する年度毎に、市の発行する納入通知書により指定金融機関に当該年度分を一括で支払うこととし、納入期限については、通知から20日以内とします。

1.8 情報公開

提出された申込書及び添付書類に関し、情報公開の請求があった場合は、川口市情報公開条例（平成12年条例第49号）に基づき、原則開示となります。ただし、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれのある情報、特定の個人を識別することができる情報などについては、同条例に基づき、不開示とします。

なお、「優先交渉権者」に係る申込書及び添付書類の内容の一部については、市から公表する必要があるため、他の応募者と開示する範囲が異なることがあります。

1.9 申込み・問い合わせ先

担 当	川口市教育委員会 教育総務部スポーツ課
所 在 地 (郵送先)	332-0861 埼玉県川口市青木2丁目2-1 川口市教育委員会 教育総務部 スポーツ課
メールアドレス	200.04000@city.kawaguchi.saitama.jp
電話番号	048-258-5714 (直通)
F A X	048-258-4971
受付時間	8時30分～17時15分 窓口 9時00分～16時00分 (土曜日、日曜日、祝日を除く)